

弘前公園成立史

中園美穂

はじめに

一 廃藩置県後の弘前城　～存城と廃城～

平成二十三（二〇一一）年、弘前市の象徴である史跡弘前城跡は、築城四百年をむかえた。諸般の関連行事が行われる中、『弘前城築城四百年―城・町・人の歴史万華鏡』が刊行された。弘前城の研究は城郭史としての蓄積が豊富であり、同書はそれを象徴するような概説書でもある。だが、大名の居城であった弘前城が、弘前市の公的空間である弘前公園へと変貌を遂げたことについては、非常に研究が乏しい。¹⁾

周知のように弘前公園は明治二十八（一八九五）年五月に開園している。しかし、その説明だけでは、大名の居城で一般人が立ち入れなかった空間から、人々が自由に出入りできる公的空間へと変化を遂げた弘前城の本質をとらえることはできない。この大きな変化を解き明かすことは、近世的なものを象徴する城郭が、近代社会の中でどのように変わっていったかを読み取る一つの鍵となる。

本稿では、弘前城が弘前公園へと変化する過程を描くことを主題としたい。弘前城が弘前公園へと変容する過程は、まさに弘前公園の成立史でもある。

明治四（一八七二）年七月の廃藩置県により、近世大名の居城は本来の機能を喪失した。そのため弘前城も廃城となった。弘前藩知事の津軽承昭（つがる・つぐあきら）も、東京で免官された。

一方、旧弘前城は、四年九月に兵部省、五年二月に陸軍省の管理下となった。全国の城郭や陣屋などが陸軍省所轄地となったのである。これら城郭や陣屋は、六年一月十四日付けで陸軍省と大蔵省に宛てられた達により、存城と廃城の区別が実施された。陸軍省が所有するものを存城とし、それ以外は大蔵省に引き渡して売却処分する廃城とに分別したのである。ところが「諸国存城調書」には旧弘前城について明記されていない。「諸国廃城調書」には「陸奥国」八戸の「一 陣屋」、「一 城郭」、「黒石の「二 陣屋」の名前があるが、弘前城の名は見えない。

その後の弘前城を見ると陸軍省用地なので存城だったと考えられよう。²⁾ 廃城となれば、その建築材などは他の建物の資材として供され、残された広大な土地には学校や官公庁など公共施設が設置される場合が多い。存城ならば、陸軍省の意向に沿う場所となる。旧仙台城は建物が取り壊

されて、のちに第二師団司令部が置かれている。同師団は弘前市に第八師団が置かれるまで青森県も管轄していた。このほかに建物の存続も問題となった。存城の旧盛岡城は建物の修築が難しいため取り壊された。存城に指定されても、城郭の建物や遺構が残される可能性は低かったと考えられよう。³⁾

旧弘前城は十三年七月に、青森県が旧三の丸にある建物と附属庫に關し、使用する見込もなく毎年保存修理に費用がかかるため、売却処分したほうが便益であるとして入札を実施した。しかし、参謀本部は同年八月四日に、今後たとえ修理をしなくても臨時に必要とする場合もあるの⁴⁾で「其儘存置」せよと回答している。

このほか十七年に、旧藩士であり後に弘前市長をつとめる小山内鉄弥が、旧城を拝借し、屠殺場や放牧場を利用したい旨を願い出たが却下された。十九年七月には、県内でコレラが蔓延した際、青森県当局が旧弘前城に臨時病院を建設するよう陸軍省に申し入れた。しかし、コレラの⁵⁾病⁶⁾毒が旧城に残る可能性があるとして認可されなかった。明治十年代の旧弘前城に対して、陸軍省は旧藩士や地方庁の要望を却下する一方で、軍用として積極的な活用もしなかったとみてよいだろう。

一方、十七年には、旧弘前城の本丸御殿の各建物を取り壊され、津軽承昭が華族令により伯爵に列せられた。翌年六月、東京在住の承昭は「墓参」のため、弘前へ「世子同伴」でむかった。津軽承昭にとり、十四年ぶりの帰省だった。墓参の目的とは、津軽家が伯爵家となったことや、津軽家の後継者を歴代の藩主へ披露報告するだけではなかった。旧城本丸の建物が取り壊された件について、先祖および旧藩士民へ、旧藩

主としての懺悔を表明したいからであろう。承昭滞在中は、旧藩士民による盛大な歓迎と接待が催された。承昭は長勝寺・報恩寺・高照神社・岩木山神社・黒石神社・猿賀神社などの津軽家縁故の寺社を参詣した。その後、板柳村や金木村を⁷⁾通⁸⁾つて五所川原に宿泊し、木造村を経て鱒ヶ沢港に寄り、「種里ノ宗廟」に参拝した。最終的には青森にも宿泊し、青森港から帰途についている。

旧城を原形保全のために払い下げ、そのためには旧城との縁故をつなぎ止めたいという承昭の素志は、この時期にうまれたのではないだろうか。これ以降、承昭の旧城に対する執着ともいえるべき宿願は陸軍省の動きに影響を受けて展開していく。

二 陸軍省と津軽家と弘前市の意向 城跡「借用」の契機

明治二十二(一八八九)年七月、陸軍省では軍隊教育強化のために、所轄用地の中から残す必要のない城郭や土地の一部を売却処分することを決める。これは不⁹⁾用¹⁰⁾地売却処分によつて得た資金で、練兵場などを増やすためだった。同年から五師団へ騎兵一大隊づつを新設の予定であるのに、軍隊教育上、最も必須とする練兵場や射撃場が欠乏していた。村田銃の完備と射撃方法の改良で、より広い土地を求め多少の土地を買収してきたが、既に限界にきていた。これに対し、全国の旧城郭や旧砲台地等は「防禦線ノ確立セサルカ」ために、残すか廃止するかが決定せず、頽廢のままにされていた。そのため陸軍省は、必要な土地などを選定し、各所に散在している不¹¹⁾用¹²⁾地や家屋を併せて売却するという窮余の策

をとつたのである。⁽⁷⁾

この策の興味深いところは、城郭等が当時の国防線と関係があることを示す点である。弘前城が「北狄の押さえ」としての性格を持つと言われるように、旧弘前城が依然として陸軍省の所轄地であることは、本州最北端の存城に関係があるのだろう。

城郭については、存城の十九城が不用地として売却処分の対象とされた。これらの城は城郭と縁故の深い旧藩主が主に払い下げを受けた。各旧藩主には、祖先が経営してきた居城である城郭の保存を強く望むという共通点があつた。そのため評価額は、旧城の地形を變形させず原形保全を前提とした算定がなされた。陸軍省は旧城に格別の思いを寄せる旧藩主に払い下げのことを「好都合」と判断したのである。⁽⁸⁾

こうした傾向を見て、津軽承昭は陸軍省に対し先祖代々の居城だった旧弘前城の払い下げを請願した。これに対し陸軍省は、将来使用する見込みがあるため不認可としたが、「公共用」ならば使用してよいと回答した。何とか旧弘前城との縁をつなぎ止めておきたい承昭は、この「公共用」という条件に注目した。この条件が旧弘前城を陸軍省から拝借するための窓口として弘前市を登場させる契機となつた。⁽⁹⁾

二十六年六月、弘前市参事会は「弘前市公園設置之件」を市議会に提出した。陸軍省所轄地の旧弘前城を拝借し「本市公園」を設置するためである。弘前地区内は狭隘で公園設置には向かない。そのため条件に見合う「旧城地」を借用して公園にしたいというのが理由とされた。拝借期間は二十六年から十五ヶ年間とし、陸軍省で必要な場合は期限内でも返還するものとされた。⁽¹⁰⁾

公園拝借期間の十五ヶ年間とは、誰の意志だったのか。それは前述の市議会で議題となつた弘前市公園設置の件からわかる。当時の会議録には、それが「御一家ヨリノ書面ニ基キタルモノ」と明記されていた。また、公園設置案について市議会で質問があつたが、その際にも「御一家ノ希望通りニシテ別ニ意見ヲ付セス」と記されているのである。⁽¹¹⁾

公園の設置や旧弘前城の借用は、他ならぬ承昭の意志なのである。そしてその意向について、市議会では異議なく原案可決という形で応えている。これによって津軽家（＝承昭）に弘前市が協力し、旧城を拝借して公園とする方向が定まつた。旧城との縁が切れてしまうことを恐れた承昭は、旧城が払い下げられるまで旧城との関係をつなぎ止めておきたかつたのである。また、荒れかかつていた旧城の整備保全のためにも、旧城を拝借して公園にすることが得策と判断したのである。

二十六年六月十日には、元藩士であり弘前市参事会代表の赤石行三市長から、公園設置のため旧城地を拝借したい旨が陸軍・内務両省へ出願された。出願の理由には、弘前市が青森県第一の都市でありながら公園のないこと、公園地には旧弘前城をあてること、同地は山河の風景にも富み、「公衆ノ借樂場」に最適である旨が示された。そして旧弘前城を市の公園として十五ヶ年間拝借し、城内の建物や樹木・濠・土塁などは手入れをし、また陸軍省が使用する場合には直ちに返還することも約束している。これについて陸軍省は旧弘前城を「当省所轄ノ儘」貸与させるのは差し支えないとして認可した。こうして旧弘前城は弘前市が借用し、公園とすることになつたのである。⁽¹²⁾

三 弘前公園の開園 弘前城跡の整備と保全

明治二十七（一八九四）年九月五日に旧弘前城の拝借許可が指令され、旧城を公園として使用するにあたり、弘前市に対して、青森県と旧弘前城を管轄する第二師団監督部長の協議から成り立つ拝借許可の「命令書」が下った。同書により、旧弘前城を公園として弘前市に「無料使用」させ、貸与期間は二十七年九月から四十二年八月までの満十五ヶ年間とされた。地所や建物の保存と改変については、陸軍省と青森県の指揮に従い、官許を得ず原形を変形させる行為は許されなかった。官許を得たとしても、使用満期後は園内の工作物のうち国側が不要とみなしたものは除去することとされた。¹⁵

旧城の拝借許可指令を受ける以前に、弘前市は青森県から公園の設計書や管理方法、城内の建築物や樹木などを取り調べて提出するよう命じられていた。そのため拝借許可の指令以降、旧弘前城を具体的に公園とするための設計書が作成され、管理人も置かれた。この時、津軽家は「弘前公園地設置設計書」を作成し、荒蕪地の整備、建物の修繕、花草の植栽、旧三の丸庭園の修繕などを計画している。設計書を見る限り、公園の設置は市民の遊覧所をつくるためであるが、荒蕪の地を修繕する城跡保全の側面が強かった。事実、城はかなり荒廃していた。二十七年十月一日に旧城引き渡しの手続きが完了してから、公園設置のために旧城地の修繕が行われる。公園として開園する前に、乱生する植物を駆除し、木橋を修繕し、天守土台の石垣が整備された。また、市では遊覧者

のために休憩所の設置を県へ伺い出していた。¹⁶

二十七年十月には、「弘前市公園ニ係ル契約証」（以下、「契約証」）が、承昭の希望によって締結された。それによれば、弘前市参事会が津軽家職の者（斎藤璉と須郷元雄）に公園管理を委託し、公園設置にかかる費用については弘前市の公費をあてず、寄付金などでまかなうこととされていた。この「契約証」のうち、「其ノ筋」から旧城地や附属の建物などすべての「払下ノ命令」があれば「津軽伯爵」である承昭へ譲渡し、納金させるという条項に注意したい。「契約証」には旧城を原形保全で払い下げたいとする承昭の悲願が示されているからである。¹⁵

それ以前に、二十七年三月十五日の市議会で、弘前公園管理規程が諮られ、その結果、翌年五月二十四日に弘前市公園管理規程が告示された。この一連の公園設置過程において重要なことは、吏員や議員が、弘前公園を「全ク本市ノ財産ニアラス」と見なし、公園の整備は「旧藩主公ノ内意」であると理解していたことだった。¹⁶

このように弘前公園は、設計書や管理規程、津軽家と弘前市の間、「契約証」などの手続きを経て、二十八年五月二十日に開園する。表面は弘前市で運営する形をとりながら、実態は津軽家が公園費用を捻出し、管理自体も津軽家の人間が行っていた。公園の経費とは主に旧城修繕費で、公園設計書も公園設置というよりは旧城の趣を残す城郭整備といえた。¹⁷

津軽家が上記の負担をしたのは、拝借することで旧城との縁をつなぎ止め、歴代藩主の居城を原形保全で払い下げたいためであろう。承昭の旧弘前城に対する執着心は、旧城の払い下げを受けた旧藩主らの思いと

同じだった。弘前公園の開園は、表向き近世大名の居城が公園として一般に開放されたことを意味するが、内実は公園という形を借りた旧弘前城の整備保全といえるだろう。

開園の翌二十九年四月、天守を支える土台の石垣が崩壊する事故がおきた。これを憂慮した弘前市当局は県へ事態を知らせ、八月に天守（第一号隅櫓）が転覆しないよう、天守の無代価払い下げを決議して陸軍省へ請願した。だが、十月に陸軍省は不認可の返答をしたため、市では有価払い下げへと方針を転換し、十一月に代価五〇円で陸軍省から払い下げの指令を受けた。この指令の後に、棟梁の堀江佐吉が乾の方向二十間へ天守を移動させ、転覆の危機を未然に防いだ。移転工事竣功は三十年二月だった。代価五〇円は弘前市長名義で支払われたが、前述「契約証」の通り、実際には承昭が支払い、天守は津軽家（＝承昭）の所有となった。¹⁸⁾

石垣崩落と天守の移動を見ても、承昭の旧弘前城に対する執着心が見て取れよう。公園の開園とは、荒廃している旧弘前城の整備保全の始まりだったのである。

四 第八師団設置の影響　↳津軽家と弘前市の合意、そして乖離

日清戦争後の明治二十九（一八九六）年、弘前市に第八師団が置かれることが決定した。師団設置は、弘前市側にとり喜ばしいことだった。県庁機能が青森町（三十一年市制施行）にあり、基幹産業に乏しく衰退しつつあった弘前市は、師団設置という「天佑ヲ得タ¹⁹⁾」のである。

当初、同師団の建物は弘前公園内（旧城内）に設置されなかった。しかし、師団設置となれば、旧城やその周辺に軍関係の建物がつくられる可能性は高い。旧弘前城をいずれ原形保全で払い下げたい承昭にとって、師団設置は決して手放して喜ぶべきことではなかった。

そこで承昭は師団設置にともない莫大な地所を寄付した。そして三十年六月五日、承昭は「弘前旧城地交換願」を作成し、同月二十四日には同願書を陸軍・内務省へ具申することが市議会で諮られた。承昭の願出に賛同する弘前市は、翌二十五日に県へ進達し、陸軍・内務大臣へ津軽承昭の願出に対する副申を送達した。同副申によれば、津軽家は数百年来弘前市民と「旧君臣」の情誼があるので、市の公益事業を補助（ほうじょ）しており、旧城地の交換願いの趣旨は公益を無視するものではないと、弘前市は理解していた。²⁰⁾

承昭の願出を受けて、公園管理者の須郷元雄は、六月十日付けで旧弘前城内の建物や樹木、土地面積などの悉皆調査を完了した。彼の調査を基礎に、旧弘前城の価格が合計七八二七円九四銭と算定され、陸軍・内務大臣宛の副申に旧城の「評価書」として添えられた。承昭は、旧城地総体の価格と同じ用地面積の交換を願っていたのである。だからこそ郷の調査完了の翌十一日に、市参事会が「旧城払下」の件を、市議会へ提出することを議決し、前述の通り、二十四日に市議会で陸軍・内務大臣へ承昭の願書を提出することが諮られた。名目を旧城地交換としながら、承昭の本来意図した目的とは、旧城払い下げ案だったのである。²¹⁾三十年六月には、旧城を払い下げするための準備が承昭と弘前市の間で行われていたといえよう。

承昭の城地交換願が進められているさなか、市議会では五所川原の豪商佐々木喜太郎との間に注目すべき契約案が決議されていた。それは佐々木と旧藩主たる津軽家の交渉により、旧三の丸追手門の東西に将校の住宅約四五戸を建設するもので、その場合、地賃料が公園管理者として津軽家に入る仕組みになっていた。この契約案は、議員の一部に反対はあったが可決され、七月七日には佐々木と市の間で契約書が締結された。この件について、元藩士である市長の長尾義連は、旧城を拝借する「命令書」では第三者に貸与することは不可だが、第二師団へ掛け合ったところ、公園地と師団用地の交換は「出来セリ」、それゆえ住宅が建設出来るということだった。⁽²³⁾

実は、市では旧城地交換願を受理する以前に、師団設置を起因とする将校の住宅建設計画をしていたのである。諸物価が高騰し、賃貸家屋数が少ない市の現状から、師団将校の住宅の確保が困難となり、市では旧三の丸の敷地を開鑿して将校らの住宅を建てようとしていた。前述の承昭の出願に際し、弘前市は将校の住宅建設計画が頓挫しないように協議し、旧城が承昭の所有になっても、計画が実行されるように津軽家と話し合っていた。市は将校の住宅建設にあたり邪魔になる樹木を払い下げするため、公園管理者の須郷に建設地付近の樹木の調査もさせていた。津軽家と弘前市の間では、両者にとって都合のよい結果を引き出せるよう合意が保たれていたのである。と同時に弘前市が承昭の意向を主としながら、師団設置を契機に、市の実情を考慮して師団側にも意を払うようになっていたのである。⁽²⁴⁾

ところが、三十年十一月二十五日、住宅建設は不認可となった。旧城

地交換の願いについても陸軍省からの返事はなく、それは事実上の不許可を意味した。両案は翌三十一年五月に決定した旧三の丸に兵器支廠を建設するため却下されたのだろう。津軽家と弘前市の合意は、陸軍省の意向により打ち破れた。旧三の丸の大半が陸軍省へ返還されたのである。また、兵器支廠建設の取りかかりに時間がかかったため、翌三十二年一月二十三日に市議会は兵器支廠を城内に設置するよう要望した。⁽²⁵⁾

兵器支廠が旧城外に置かれる噂は、かつて城内につくると言われた師団司令部が中津軽郡富田村に新設された事実と重なり、真実味を帯びていた。旧弘前城（＝弘前公園）は、市の中央部に位置し、ここに兵器支廠が置かれれば「本市ノ隆盛」であり、師団側には「余程好都合」であると判断して、陸軍省へ請願書を作成することになった。旧城に立派な建物が出来れば「大ニ市ノ利益」となり、旧城内への兵器支廠設置は「本市ノ希望」であって、設置されれば「官民共ニ便利」である。出席議員二十名全員は請願書の作成に賛成した。弘前市は承昭の意向を尊重しつつも、陸軍省が第八師団の設置を決めて以来、次第に弘前市の繁栄を企図した行動を強めてきたのである。こうした結果、三十二年四月、従来の兵器支廠面積に二六八一坪二合五勺を増やし、兵器支廠が建設されることになった。⁽²⁶⁾ 兵器支廠の完成後、敗戦まで旧弘前城には、公園と兵器支廠が共存することとなった。

兵器支廠の完成は旧弘前城の様子を大幅に変えた。その他にも市では、旧城を公園とするための通行道路を考慮するなど、次第に原形保全の趣旨が薄まっていった。三十三年五月には、公園地内の遊覧者の便益を図るため、元亀甲通から西の廓埋之門通へ新橋を架設したが、往来が激し

くなり樹木や芝が枯れるなどの被害が出てきた。そのため公園の美観を損なうとして、新橋通行を差し止めてほしいと公園管理者から市参事会へ意見が提出された。師団設置以降、旧城は第八師団の利用に供され、市側もしだいに公園を利用しやすく橋をつくるなど、旧城保全と公園整備の均衡には動揺と乖離が生じてきたといえるだろう。それは津軽家と弘前市の合意が崩れつつあることをも意味していた。⁽²⁶⁾

こうしたさなか、津軽家は弘前市に対して、三十五年五月十三日付けで公園管理の辞任を届け出た。市参事会は津軽家の意向に賛成し、市が管理することで了解した。津軽家が公園管理を辞退した理由は、陸軍省側の干渉や公園費の支出がかさむからだったが、最大の理由は将来の払い下げが難しいと判断したためだった。このことは弘前市が、市の繁栄という観点から、第八師団との関係を考慮し、その意向に従うようになっていったことを意味しよう。第八師団の存在は弘前公園（＝旧弘前城）だけでなく、弘前市当局の方向性にも大きな影響を与えたのである。⁽²⁷⁾

津軽家の公園管理辞退にともない、同年六月に弘前公園管理規程も弘前公園管理規則へと変更された。そして公園管理は市の直轄となるため、弘前市参事会が行うこととなった。六月二十四日、弘前市参事会は、拝借許可の「命令書」に照らして、物件に対する異動の旨を詳細に取り調べ、七月一日に引き継ぎをしたいことを、公園管理者の斎藤璉と成田茂に通達した。その際、公園管理者側は市参事会に対して天守（第一号隅櫓）を、弘前市において旧城使用許可年限の間、無料で貸し付けるものとした。但し、貸し付け中、天守の保存やこれに要する費用は弘前市の負担とされた。⁽²⁸⁾

三十五年七月七日、弘前市参事会は、使用中の旧城地物件をそのまま受領した証明となる「公園地引継書」を作成した。同引継書からは、旧弘前城の総面積（面積一四万四八三九坪）のうち、兵器支廠として三十一・三十二年に陸軍省へ四万三六九九坪八合一勺を返還していたために、三十五年七月の段階で、公園地の面積が一〇万一一三九坪一合九勺と判明する。⁽²⁹⁾

三十五年七月、事実上の公園管理は津軽家から弘前市へ異動した。これ以降、公園費が市の歳入と歳出部に明記され、費用面からも弘前市によって弘前公園は運営されることになった。津軽家と弘前市の合意関係は表向き崩れ去ったかに見えた。

五 弘前公園の成立　↳陸軍省と弘前市の駆け引き

明治三十九（一九〇六）年十二月五日が藩祖為信の三百回忌にあたるため、旧藩士民らによって、同年九月、藩祖為信公三百年祭が挙行された。これは旧弘前藩の顕彰ということで、旧藩士民らが「津軽藩祖三百年祭準備会」を組織した。同会の会長には承昭の家老であった大道寺繁禎（だいどうじ・しげよし）など、役員も多くは元藩士だった。この時に藩祖の銅像建立計画が誕生し、銅像建立のために、旧藩領である津軽地域から広く寄付金が募集された。銅像建立の第一候補地は本丸跡だったが、陸軍当局の許可が下りなければ大円寺や慈雲院境内とされた。公園は陸軍省所轄地のために永久的な建造物は建立できず、陸軍省が不要とするものは撤去することになっていた。⁽³⁰⁾

このような背景を要因に、拝借期限の迫りつつある三十九年十一月七日、弘前市では承昭の意志を反映するように旧弘前城の土地・建物・樹木などを払い下げる決議をした。同決議以前に弘前市では、旧城を払い下げる準備として十月二十五日現在の旧城価格表を作っていた。銅像建立計画に合わせて拝借満期による旧城払い下げの準備を進めていることは大いに注目されよう。そのため同年十一月以降、陸軍省に対して請願を行った。⁽¹⁾

このとき陸軍省は、軍隊教育地を拡充する資金を捻出するため、明治四十年から不用地の処分を実施しようとしていた。この処分には内務省と大蔵省も関与していた。不用土地処分による代価を見積もって、四十年年度予算に編入すべきことを、内務大臣が大蔵大臣と連署で当該地方庁へ訓令するのは三十九年十一月である。この結果、旧弘前城は不用地に選定された。⁽²⁾

四十年四月、陸軍省は不用地を内務省へ還付し、該地の建物や樹木等は売却してから地方庁へ引き渡すよう、各師団経理部長などに対して通達した。その後、陸軍省は、臨機応変に対処するため、各師団経理部長などに、土地と分離して樹木や建物を売却することに不都合があれば、土地とともに地方庁へ引き渡して売却するよう通達した。同年六月、内務省は陸軍省の依頼を受けて該当する地方庁へ訓令し、それを受けて北海道ほか二府二十五県下で不用地等の受領手続きに入った。⁽³⁾

地方庁である青森県に対し第八師団経理部は、旧城地内の建物や樹木を「別途処分」して引き渡すと回答した。不用地の土地部分と附属物等を分別して処分する策は、そのまま旧弘前城を払い下げたい弘前市にと

っては大問題だった。旧弘前城の払い下げを期待していた弘前市は「驚愕落胆」した。そのため同四十年八月八日、衆議院議員菊池九郎、弘前市長小山内鉄弥、市会議員石郷岡文吉は、陸軍省を訪れ直接陳情をした。⁽⁴⁾弘前市の請願の主旨は、将来公園として弘前市が必要とする旧城の樹木等をすべて内務省へ還付してほしいこと、つまり別途処分を却下してほしいことにあった。そのため菊池等は、歴代弘前藩主が居城とした弘前城が弘前市の「形体及精神上」「旧藩民ト離ルヘカラサル」関係を持ち続ける存在ゆえ、別途処分を行えば、これまでの歴史を没却させ支離滅裂となり、公益上も大打撃を被り、「将来公園」の存在を無くしてしまうと訴えた。⁽⁵⁾

なお、弘前市当局は請願にあたり、旧弘前城を公園として活用する利点を挙げている。②や⑤にはこれ以後、近代の公園が持つ特徴や普遍性が見られているので、概要を記しておきたい。

- ① 園内の老樹・古木は、防風や風致、観光にも衛生上などに寄与し、旧城すべては公園として好適地である。
- ② 市内には広大な空き地がないので、弘前公園を招魂祭場として利用している。鬱蒼とした緑樹に祭壇を設置するので、まるで別天地のようであり、参拝する軍人や遺家族や一般市民にも感慨深いものを与え、報国の念を生じさせている。
- ③ 弘前には第八師団があるので、休日は言うまでもなく日常も多くの軍人が、公園を散策遊覧し、操練する場でもある。
- ④ 市内の各小学校が春と秋に、公園内で運動会を開いている。歴代藩主の遺構のなかで、児童らに愛郷心が振起され、精神

的教育上の効果がある。

- ⑤ 屋外集会の場合、例えば武徳会県支部発会式のような会場となる。弘前市には適当な場がないので、旧弘前城でこのような集会を開くことが多々あると思われる。

弘前市の請願は聞き届けられ、内務省へ土地と建物および樹木が還付されるが、兵器支廠の併存が問題となった。第八師団の要望で兵器支廠が用地拡大され、面積の再測量となるからである。そのため旧城地と建物や樹木が実際に還付されるには、多くの時日を費やす。その結果、旧三の丸東門は敗戦まで門扉を閉ざし、兵器支廠部が一万四七七九坪五合三勺増加された。これによって公園面積は八万六三三九坪六合六勺となった。つまり第八師団の要望によって、公園面積が三十五年七月の引継書における面積よりも狭くなり、逆に兵器支廠部は広くなったのである。こうして四十一年三月、旧城地と樹木や附属建物などが内務省へ還付され売却方が青森県へ訓令された。⁽³⁶⁾

四十二年四月一日に弘前市は、払い下げ許可を青森県から指令された。しかし、一括で支払う莫大な払い下げ代金は、市の資力からみれば賦課税率は極点に達し、新財源もなく、とうてい負担にたえられないものだった。結果として、市は代金二万一三五〇円三一銭六厘のうち約五分の四を起債した。公借金をしたのである。旧弘前城を払い下げのために、弘前市は市財政の限界まで費用を工面し、四十三年三月に一括で陸軍省（経理部へ納付し、同年四月に弘前市は、旧城地と樹木や附属建物などを県から引き渡された。⁽³⁷⁾

四十二年四月、旧城地の払い下げが指令された弘前公園において、藩

祖為信公三百年祭で計画が持ち上がった銅像の除幕式と同時に開市三百年祝賀式を挙行する話が持ち上がった。すでに一月には銅像を本丸跡中央に据え付けており、同年九月に除幕式をむかえる。

開市三百年祝賀式は、藩祖三百年祭準備会の事務長であった市長小内鉄弥が、津軽家家令の斎藤璉（もと公園管理者）に対し、四十二年四月二十四日付けで、九月三日に銅像除幕式と開市三百年祝賀式を挙行するため、承昭らの来弘および該式出席を「市民一同ノ熱誠」で懇願すると記している。両式を、払い下げ許可指令後に決定しているところに注目したい。挙行に際しては、津軽家家令の斎藤が来弘し、承昭の代参をした。また承昭自身からは、除幕式に金千円、祝賀式に酒肴の寄付があった。⁽³⁸⁾

本丸跡中央部に据え付けられた藩祖為信の銅像除幕式とともに開市三百年祝賀式が同年九月三日、弘前公園本丸跡で開催された。銅像除幕式と開市三百年祝賀式の両式の挙行とは、控除部分があるとはいえ、公園が弘前市の公園として成立したこと、同時に旧弘前城が承昭の悲願達成のかたちで正式に弘前市に戻ってきたことを意味した。銅像はその象徴となった。開市とは、幕府公認による築城の開始（慶長十五年（一六一〇）あるいは完成（同十六年（一六一二））を示しており、どちらにせよ弘前城築城三百年を祝う意味である。当時の旧藩土層を中心に弘前市民の承昭および旧弘前城に対する敬意と慕いの強いあらわれともいえるだろう。

なお、これ以降、弘前公園は市の公園として、招魂社（のちに青森県護国神社）なども公園内に移され、公的施設としての意味合いを強めて

いく。

六 天守移動と観桜会開催 〔近代的公園へ〕

藩祖為信銅像除幕式と開市三百年祝賀式が本丸跡で挙行される前年の明治四十一年（一九〇八）年には、皇室イベントがあった。この年の九月に嘉仁皇太子（のち大正天皇）が来県したからである。皇太子は修繕された弘前公園にも立ち寄り、弘前公園を「鷹揚園」と命名した。

このとき、皇太子来県により奉迎送のため津軽伯爵である承昭は、明治十八年以来、二十四年ぶりに弘前を訪れた。承昭は、弘前市や青森市で旧藩士民らの熱烈な歓迎と招待会を受けた。特に青森市では、皇太子来青により改築された青森市公会堂で招待会が催されている。また、弘前公園（旧弘前城）も、津軽家との縁故以外に、皇太子来弘と「鷹揚園」の命名により、名所としても皇室の記念性が備わった。この事実は皇室モニュメントと旧藩主の関係をみるうえで興味深い。³⁹⁾

大正四（一九一五）年は、弘前市にとって即位大典と陸軍特別大演習により大正天皇自らが来弘する記念すべき年となった。同年六月、市議会では即位大典記念事業として公園を修繕するため公園費の追加予算が議題となった。園内の樹木・道路・石垣など「凡テ旧態ヲ保存シ保護スル」一大公園修繕を実施するためである。なかでも最大の修繕事業は、石垣の積み直しと天守の位置復旧だった。承昭が「イタク心配」しているという事情もあり、追加予算として公園費は総額二万三二九一円三十一銭三厘と計上された。そのうち公園修繕費は一万七七一七六円八六銭三厘、

付記欄には「石垣積立及天守閣移転費」として八八〇八円五〇銭五厘が充てられていた。費用面からも公園修繕がいかに大きな事業だったのかわかる。そしてその背景には「旧形ノ維持ニ重キ」を置く承昭の意向が強く反映していたのである。⁴⁰⁾

このとき、弘前市が津軽家（承昭）に対して天守の無代価譲渡の書を提出した。これに対し津軽家では「譲渡不致候」としたが、従来通りに随意使用してよいと返答をしている。その天守は『弘前新聞』同年十月十四日付けの「秋晴の鷹揚園（二）」に「修築後の弘前公園」という記事で元の位置に戻ったと紹介された。⁴¹⁾

陸軍特別大演習は十月二十日から津軽地域ではじまった。天皇来県にともない津軽伯爵である承昭も奉迎送のため、同月十五日に弘前に到着し、翌日には旧弘前城を巡覧して、二十九日に東京へ戻っている。大正天皇は同月十九日から二十五日まで滞在した。承昭は天皇よりも早く弘前に入り、遅く出発したことになる。奉迎送のためとはいえ、天皇よりも早く修繕直後の弘前公園に入園している点は興味深い。つまり承昭は、旧位置に戻った天守を天皇よりも早く見たことになる。陸軍特別大演習で来弘する天皇一行を受け入れる弘前市側も、最初に天守を承昭に見てもらいたかったのだろう。承昭からは、市長・助役や吏員一同へ下賜品、各学校へは菓子料があった。また、承昭を主賓とする招待会なども開催され、承昭は「凡テ旧藩時代ト変ル事ナキ誠意」を深く感じたという。承昭に対する旧藩士や市民の親愛が、当時もまだ十分に残っていたことを示す事例といえよう。⁴²⁾

とはいえ、大正四年度末の同五年三月には弘前公園管理規則を改正す

る決議がなされ、公園管理は市長となった。さらに公園使用料条例も可決された。本格的に市が公園を運営する措置である。公園は明らかに近代国家の制度下に置かれたのである。⁽¹⁵⁾

大正五年五月、弘前市が本丸にアーク灯を装飾し、公園は夜桜見物で盛況だった。公園内の電灯は、前年度の公園費追加予算で「電灯料」（電灯取り付けと点火料）一五〇〇円が組まれていた。大正五年度の公園費予算額以降、公園の電灯には常夜灯と臨時灯点火料が計上されていることから、園内には電灯が常備されたと考えてよいだろう。⁽¹⁶⁾

弘前市がアーク灯で本丸を飾り、市民に夜桜を提供した要因としては、旧位置に戻った天守を祝うことが考えられる。前年に、弘前公園を承昭と天皇も巡覧したために、アーク灯で電飾し、祝意を表したと思われる。このときの花見が、同七年五月、弘前商工会主催の観桜会開催へとつながるのである。同六年は諸事情から観桜会が延期されたといわれるが、同年に開催されなかったのは、同五年七月に承昭が死去し、喪に服すためだったからだろう。⁽¹⁷⁾

やがて、弘前観桜会は、会場を弘前公園として「都会地」で春に実施する「凡テノ社会階級ヲ網羅」し、「凡テノ職業種類ヲ網羅」する娯楽と位置づけられ、春の最大の催事へと成長する。⁽¹⁸⁾弘前公園が市民らに大いに利用される背景には観桜会の存在が大きい。四十二年、弘前公園は市（市民）の公園となった。その後の観桜会の開催により、弘前公園はより一層市（市民）の公園としての性格を強めていった。

おわりに

弘前公園の成立には、弘前城主であり歴代藩主であった津軽家（Ⅱ承昭）と、近代以降に旧弘前城を所轄とした陸軍省、そして最終的に公園を管理し所有することになる弘前市の立場が絡み合っていた。弘前公園の成立は近世的なものと、近代的なものが絡み合っていたことをよく示している。

明治二十八（一八九五）年の弘前公園開園とは、荒廃していた旧弘前城の整備の始まりでもあり、その時点では津軽家の旧城払い下げの意志が大変強く反映していた。承昭が旧弘前城との縁故をつなぎとめておきたいという背景もあり、まだ弘前公園は市の公園とは異なる性質をもっていたといえる。その弘前公園が名実共に弘前市の公園となったのは、公園の権利関係が明確になった四十二年である。それを象徴する儀式が藩祖為信の銅像除幕式であり開市三百年祝賀式であった。

旧弘前城が弘前公園へと変容していく過程を考察する上で、承昭の意志は相当に強く反映していた。と同時に承昭の悲願が弘前公園成立史の重要な部分を占めていたともいえる。それは、承昭の死去まで弘前公園（Ⅱ旧弘前城）とつながっていた。

このことは公園史を考える上でも重要な問題を投げかけている。少なくとも弘前公園の成立は、従来の公園史で指摘され、近代公園の主要素として扱われやすい皇室や戦争とのつながりよりも、旧藩主と地域との関係が重要な意味を持っていたからである。弘前公園が成立する過程は、

承昭が旧弘前城を保全して、手元に戻したい試みともいえよう。

当時、歴代市長や市参事会など、弘前市当局の多くは旧藩士であった。彼らが旧藩主の意向を重視し、その意志に従って行動していたことは、藩主と藩士の紐帯が近代以降も根強く残っていたことを意味しよう。天皇を中心とする近代国家の地域支配よりも、旧藩主を中心とした秩序が、旧弘前城と弘前公園をめぐる状況では重要な意味を持っていたことがうかがえるからである。

しかし、その一方で弘前市は、近代国家が生み出した軍隊である第八師団側にも配慮せざるを得なくなった。市制施行以降、市勢の衰退を起因としながらも、師団という近代要素と、旧藩主という旧藩の象徴の狭間で、弘前市は両者からの影響を受けざるを得なかった。そのような中で、師団設置や旧藩主承昭の死去は弘前公園史上の画期となった。

公園内に招魂社が建立され、毎年観桜会が行われるようになるのと、おのずと弘前公園（＝旧弘前城）は市民の公園としての比重を強めていった。さらに、旧城の建造物は「国宝」という国の保護下におかれた。第八師団の兵器支廠を抱えながらも、観桜会など市民の公園として整備され、他方で「国宝」という国家の保護を受ける。これは弘前公園が近代的公園の性格を強めながら、同時に近世的な旧城の性格をも保持していたことを意味しよう。その意味では承昭の旧城の原形保全は、承昭死去後に、果たされたともみなせよう。

弘前公園はこの後、陸軍施設と共存しながら戦争の時代へと進み、敗戦後には軍事施設が解体されるなど、時代の流れの中で大きく変化していく。そのさなか市の公園として市がどのように公園を活用し、市民が

どのように公園を利用していったのかについては、今後の課題としたい。

註

(1) 長谷川成一監修『弘前城築城四百年―城・町・人の歴史万華鏡』清文堂出版、二〇一一年。筆者は同書の中で「弘前公園の成立」と「戦後の弘前公園」を執筆し、本稿では前者を基礎に考察をしている。弘前公園を概観したものとしては、『弘前公園／愛されて100年』（陸奥新報社、一九九五年）のほか、吉村和男「弘前公園百年余話」（『年報 市史ひろさき』第五号、一九九六年）がある。しかし、いずれも公園史として俯瞰するような視点には乏しい。

(2) 「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」（『太政類典第二編 自明治四年八月至明治十年十二月 第二百十四卷 第二編第四類 兵制十三 鎮台及諸庁措置四』国立公文書館蔵）。「諸国存城調査」には、「陸奥国」の「〇一 青森」とある。「〇」印は、城郭はないが「新規二受取ルヘキ所」との意味である。

(3) 森山英一著『明治維新・廃城一覽』新人物往来社、一九八九年。佐藤滋著『城下町の近代都市づくり』鹿島出版会、一九九五年。

(4) 「明治十三年八月 大日記 砲工ノ部 木坤」防衛省防衛研究所蔵（以下、防研と略記する）、Ref. C04029682600。「明治十三年八月 大日記 各局各部 水一防研、Ref. C04029144200」。「明治十三年從七月至九月 第壹号審按 三九」防研、Ref. C09070195700。なお、同研究所の資料は電子化され、アジア歴史資料センターのホームページより閲覧利用が可能である。本稿もそれらの電子データを閲覧・掲載に利用した。そのため同センターの利用規程に従い、同センターのレファレンスコードを Ref. と併記する。

(5) 「明治十九年七月 壹大日記」防研、Ref. C030301000000。なお、「明治

十七年一月二月 第壹号審按」防研、Ref. C08071730800によれば、明治十七年二月に、旧城の中の建物の払い下げを受けて、徴兵検査場にしたという元藩士の長利順一の願書があった。『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』弘前市、一九九七年、七五五〜七五六、七六六ページ。

(6) 史跡弘前城跡三の丸庭園発掘調査団編集『文化財資料 弘前城関係資料』弘前市教育委員会社会教育課、一九八四年。津軽承昭公伝刊行会『津軽承昭公伝』同会、一九一七年、三九一〜三九二ページ。

(7) 「明治二十二年八月 貳大日記 乾」防研、Ref. C06080856200。

(8) 右同。なお、十九城とは、小田原・宇都宮・白河・若松・盛岡・山形・秋田・高田・静岡・福井・津・鳥取・岡山・松江・浜田・高松・徳島・宇和島・飢肥（おび）である。

「明治廿二年九月 貳大日記 乾」防研、Ref. C06080837300。

(9) 前掲『津軽承昭公伝』四〇三ページ。なお、二十七年九月五日とは、弘前市に旧弘前城の拝借許可指令と「命令書」が下った日である。

(10) 「自明治二十二年 至明治二十六年 弘前市会決議書綴」弘前市役所蔵。以下、弘前市役所蔵の資料は弘市と略記する。

(11) 「明治二十六年 弘前市会会議録（二冊の内二号）」弘市。

(12) 「明治廿六年十二月 壹大日記」防研、Ref. C03030821600。

二十六年の「青森県弘前市第五回事務報告書」によると、六月十日に「弘前市公園地設置ノ為メ旧城地借用ノ件内務陸軍両大臣へ出願セリ」とある（「自明治二十七年 至明治二十八年 弘前市会決議書綴」弘市）。

(13) 「自明治廿六年 至全三十二年 旧城拝借願ニ関スル書類綴」「弘前市公園設置関係書類」弘前市立弘前図書館蔵（以下、同図書館所蔵の資料は弘図と略記する）。

(14) 「明治二十七年 編冊」防研、Ref. C10060553400。前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。前掲『新編弘前市史 資料編4（近・現代編1）』七五七〜七五八ページ。

(15) 「弘前市公園設置関係書類」弘図。この「契約証」が取り交わされたのは、二十八年十月二日であり、旧城の引き渡しの翌日なのである（「自明治二十七年 至明治二十八年 弘前市会決議書綴」弘市）。

(16) 「明治二十七年 弘前市会会議録（二冊の内一号）」弘市。「自明治二十七年 至明治二十八年 弘前市会決議書綴」弘市。当時、歴代市長や議員などの多くは旧藩士であり、彼らは市政の様々な役職を担っていた。

(17) 「明治二十七年十月 旧城内公園費収支引入大帳」弘図。「明治二十七年十月ヨリ 旧城内公園設置収支帳」弘図。

(18) 前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。「明治二十七年十月 旧城内公園費収支引入大帳」弘図。「明治二十七年十月ヨリ 旧城内公園設置収支帳」弘図。「明治二十九年 弘前市会会議録（二冊の内二号）」弘市。前掲『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』七六一〜七六二ページ。

(19) 「明治三十年 弘前市会会議録」弘市。

(20) 前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。「自明治二十九年 至明治三十年 弘前市会決議書綴」弘市。「明治三十年 弘前市会会議録」弘市。前掲『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』七六二〜七六三ページ。

(21) 前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。「自明治二十九年 至明治三十二年 弘前市参事会決議要項綴」弘市。前掲『津軽承昭公伝』四一〜四一三ページ。

(22) 前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。「明治三十年 弘前市会会議録」弘市。

(23) 右同。

(24) 前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。前掲『津軽承昭公伝』四一
二〜四一三ページ。「自明治二十九年 至明治三十二年 弘前市参事会
決議要項綴」弘市。「明治三十年 弘前市会会議録」弘市。「明治三十二
年 弘前市会会議録」弘市。

(25) 前掲「旧城拝借願ニ関スル書類綴」弘図。「明治三十二年 弘前市会
会議録」弘市。

(26) 「明治二十七年十月ヨリ 甲 旧城内公園設置願何届書類」弘図。三
十五年四月には、原形を変更させる「命令書」違反行為がみられ、近く
の樹木も少し伐採された形跡もあり、十分注意せよと、市は新任公園管
理者の成田茂に通達している。

(27) 「弘前市公園設置関係書類」弘図。「自明治三十四年 至明治三十五
年 弘前市会会議録」弘市。前掲『津軽承昭公伝』四二一ページ。

(28) 「自明治三十四年 至明治三十五年 弘前市会会議録」弘市。「自明治
三十四年 至明治三十六年 弘前市会決議書綴」弘市。「弘前市公園設
置関係書類」弘図。

(29) 「弘前市公園設置関係書類」弘図。

(30) 「自至明治四十一年 津軽為信公銅像建設関係綴 弘前市役所」弘図。
前掲『津軽承昭公伝』四四二〜四四七ページ。なお、旧藩の顕彰につい
ては、高木博志「記念祭の時代―旧藩と古都の顕彰―」（佐々木克編
『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年）を参照。

『弘前新聞』明治三十九年十月三日付「御銅像建設相談会」。

『東奥日報』同年同月二十五日付「藩祖為信公銅像建立地」。

(31) 「自明治三十八年 至明治三十九年 弘前市会会議録」弘市。「明治四
十一年六月 壹大日記」防研。Ref. C04014378000（第5画像目）。『東奥
日報』明治三十九年十一月十六日付「弘前旧城跡払受」。

(32) すでに三十五年度には、所轄用地に関する同様の策が計画され、旧弘
前城は不用地とされた（「明治三十六年十、十一、十二月 密大日記」
防研、Ref. C03022810200、第12画像目）。だが、三十六年度の予算不成
立と三十七年の日露戦争のため計画が頓挫していた。そのため四十年
から実施したい陸軍省は、内務省発表まで「秘密ニ附セラレ度」と、大
蔵・内務省へ慎重な進達をしている（「明治三十九年十一月 貳大日記
乾」防研、Ref. C06084200500）。

(33) 「大日記之輯 明治四四年」防研。Ref. C02031331400。

「明治四十年六月 貳大日記 乾」防研。Ref. C06084333300。

(34) 「明治四十年八月 壹大日記」防研。Ref. C04014271000。菊池と小山
内は元弘前藩士である。第六代弘前市長だった小山内の後、菊池が市長
に就任し、石郷岡は第十・十一・十五代の弘前市長になっている。

(35) 右同。「明治四十一年六月 壹大日記」防研。Ref. C04014378000。

(36) 「明治四十一年三月 肆大日記」防研。Ref. C07072369100。兵器支廠
の面積が拡大される以前、内務省に還付し地方庁へ引き渡す分の公園面
積は、一〇万一一三九坪一合九勺とされていた。この面積は、三十五年
七月の公園引継書の面積と同じだった（「弘前市公園設置関係書類」
弘図）。

(37) 「明治四十二年ヨリ 旧城趾払下及公借金ニ関スル書類 弘前市役
所」弘図。「自明治四十三年 至明治四十五年 弘前市会決議書綴」弘
市。右同所収の四十三年の事務報告書には「青森県弘前市有財産調」と
して、「弘前公園之部」「旧城公園地内土地之部」「建造物之部」「立木之
部」が初出し、弘前公園は市有財産となったことが判明する。なお、天
守（第一号隅櫓）は津軽家所有のため記載されていない。

(38) 「自至明治四十一年 津軽為信公銅像建設関係綴 弘前市役所」弘図。
前掲『津軽承昭公伝』四五三ページ。

(39) 四十一年の「青森県弘前市第二十回事務報告」(「明治四十年 至明治四十二年 弘前市会決議書綴」弘市)、『東奥日報』明治四十一年九月十四・十八・二十・二十一・二十二・二十四・二十七・二十八日付の各記事。前掲『津軽承昭公伝』四五〇～四五一ページ。

(40) 「大正四年 弘前市会会議録」弘市。なお、追加予算の公園費は大正四年六月三十日に決議された(「自大正四年 至大正五年 弘前市会決議書綴」弘市)。決算上、公園修繕費は一万九〇〇〇円五〇銭五厘だった。予算額を超えたのである(「自大正四年 至大正五年 弘前市参事会決議書綴」弘市)。

(41) 「大正七年以降 史蹟名勝天然紀念物 庶務係」(弘図) 所収の書簡(大正四年九月二十九日付、津軽伯爵家の斎藤璉から弘前市長である長尾義連宛)。同書簡は、弘前市が承昭に送達した天守(第一号隅櫓)の「無代価」譲渡に対する返書である。

(42) 「大正四年 弘前市会会議録」弘市。『東奥日報』大正四年十月十六・十七日付記事。前掲『津軽承昭公伝』四五九～四六〇ページ。

(43) 「自大正四年 至大正五年 弘前市会決議書綴」弘市。

(44) 『弘前新聞』大正五年五月六日付「花の公園と電灯」によると、弘前市では、同月五日の夜から一週間、「特に本丸に千燭のアーケ燈」を設置し、園内にも電飾を施した。なお、園内の電灯については、大正元年九月、明治天皇大葬による遙拝式を弘前公園内で実施する際に、表門・杉の大橋・下乗橋など八ヶ所に取り付けられた歴史がある。このとき、本丸にはアーケ燈を一つ設けた。だが、この電飾は、その後の予算上からみて臨時的だった。

(45) 『弘前新聞』大正六年四月二十六日付「観桜会延期に決す」。前掲『津軽承昭公伝』四六五～四六八ページ。承昭は、天保十一(一八四〇)年生まれで、享年七十七歳という。承昭死去により、旧藩領などでは各地

で有志者たちが集まり、法会や遙拝式を執行したという。また、承昭死去にともない、津軽英鷹は弘前市へ二千元を寄附した。生前承昭が地場産業の振興を顧慮していたためだった(大正五年 弘前市会会議録(二冊の内二号)弘市)。右は承昭が旧藩領(旧藩士民)に対しても旧城と同様に気に懸けていたこと、旧藩士民側には承昭へ敬慕が残っていたことを示す事例といえよう。

(46) 「大正九年以降同十三年 社会事業 第一部庶務係」弘図。

(なかぞの・みほ 青森県史編さん近現代部会調査研究員)